

第 2 編

自主改善努力の報告

1. 業務改善推進会議の設置

(1) 設置

平成16年3月9日

(2) 目的

空港周辺整備機構の業務の実施状況を的確に把握し、その内容を分析又は評価することにより、より良い業務の改善に繋げ、業務の質の向上と業務運営の効率化を図ることを目的とした組織である。

本組織が行う具体的な作業は、機構職員が個々に抱えるさまざまな業務の諸問題等について関係者が一同となり、各作業部会（ワーキンググループ）ごとに効率的業務の推進、コストの縮減などあらゆる観点から改善の方策を検討し、もって業務の改善を図る機関である。

(3) 設置要領

別紙のとおり

(4) 業務改善推進会議設置までの経緯と改善の見通し

平成15年10月1日の独立行政法人化に伴い、業務改善の推進及び事業費縮減等の「行動計画」を早期に策定するため、先行して総務部及び事業一部の職員がワーキンググループ（以下「行動WG」という）を立ち上げ、現在抱える諸問題を洗い出すとともに、事務の効率化及び共有化、各種手続きの簡素化、経費の縮減等の検討を取り急ぎ行うこととした。

この行動WGにおいて、各種様式の統一、無駄な経費の見直しなど事務処理上の課題、透明性・公平性を確保しつつ、公募型、プロポーザル方式など新たな契約手法の採用、設計及び工事の積算にかかる民間型手法の導入、施工管理上の監督体制の見直しによる効率的作業の推進、事務手続き上の簡素化など具体的な検討課題が提案されるなか、機構組織全体の業務改善策を検討するため、役員と機構幹部で構成される「業務改善推進会議」が3月に設置された。

今後、行動WGにおいて提案された課題を業務改善推進会議のワーキンググループで検討を進め、また、改善方策が決まったものから順次実施に移すこととする。

業務改善推進会議設置要領

(設置目的)

第1条 業務改善推進会議(以下「推進会議」という。)の設置は、独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)が実施する事務の改善を図り、もって業務の質の向上と業務運営の効率化を推進することを目的とする。

(構成員)

第2条 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

理事長、理事長代理及び各理事

大阪国際空港事業本部 審議役、総務部長、事業第一部長
事業第二部長、総務課長

福岡空港事業本部 審議役、総務課長

2 推進会議には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、機構業務の実施状況を把握、分析・評価し、業務改善の方策等について検討を行うものとする。

(開催)

第4条 推進会議は、原則として理事会の開催地で同日に開催する。

(作業部会)

第5条 推進会議に、個別事項の検討を行うための作業部会を置くことができる。

2 作業部会の名称、構成員等は、推進会議で決めるものとする。

(事務局)

第6条 推進会議に関する事務のとりまとめは、両事業本部の審議役がそれぞれ行うこととする。

(その他)

第7条 推進会議運営上の問題等については、推進会議において協議する。

2. 大阪国際空港周辺緑地事業調査

(1) 調査目的

緩衝緑地整備事業による空港周辺地域への波及効果は、航空機騒音の低減のみならず、緑地空間の提供、居住環境の改善等の効果とともに、既存道路の付け替えによる自動車交通動線の変更による生活環境への影響などが考えられる。

このことから、国及び空港周辺整備機構が共同で緑地事業による地域への波及効果に関する項目及びその内容についての検討を行い、今後予定されている、緑地設計への指針を示すとともに、地域住民の合意形成に向けた資料を作成することとした。

(2) 今後の緩衝緑地整備のあり方について

これまでは航空機騒音の軽減を図るために盛土を中心とした造成工事を実施し、植栽計画は周辺土地利用の現状や法規制に留意して周辺地域との調和や活性化に配慮しつつ、航空機の安全確保のため鳥類が集結しないような整備を行ってきた。

今後は緩衝緑地整備にあたって、新たな視点を追加し、計画・設計を行っていくことが必要であり、その整備手法のあり方について次のとおり方向性を示した。

緩衝緑地整備は、5 dBA 程度の騒音低減の確保するための整備をめざす。

そのうえで、様々な効果を客観的に把握し、投資効果をも考慮して、地区ごとの地盤形状に応じた整備を実施する。

検討の結果、勝部地区の盛土高及び形状は、現地盤形状等を最大限有効に利用した計画とし、走井地区は、概ね4 mを限度とする盛土とする。

住居に近接する箇所の植栽は、中低木、花の咲く樹など地域の景観形成等の周辺環境をベースに航空機の安全運航の確保、整備費、維持管理費等にも考慮した最適な樹種・密度計画を地区ごとにめざす。

住民参加型により地域ニーズを的確に汲み上げ、より効果の高い計画をめざす。

公共空間におけるホームレスの不法占拠や不法投棄の課題をクリアーするため、景観に配慮した高さのある遮蔽物を設置する。また、透過性の良い安全で美しい環境整備の一端を担う緑地整備をめざす。

さらに、緩衝緑地には開放型と閉鎖型があるが、閉鎖型については居住地の身近な景観形成の空間であり、地元との協議により祭事、花の季節、夏休み期間な

どは利用等、運用に関する検討を行うことが必要としている。

(3) 調査結果の活用

今回の調査により、緩衝緑地整備による騒音低減効果の目標値、そのために必要となる盛土高、植栽の位置づけ等について数字的な裏付けを伴う検討が行われた意義は大きい。

調査結果は、16年度以降の緩衝緑地整備に反映させることとなるが、特に走井地区の盛土高の上限を4mとすることによる事業費抑制効果が期待される場所である。

3 . 緩衝緑地整備事業における施工方法の見直し

(1) 内 容

緩衝緑地整備事業において、緩衝緑地としての機能を損なうことなく、また、景観にも配慮した施工方法について、発想の転換及び工夫を図り、現地での地盤高や排水経路を詳細に検討し、造成中央部を築山状にするなど抜本的に施工方法を見直した。その結果、次の様な効果につながった。

(2) 造成方法の見直し内容

・ 従来の造成方法

植樹する現地盤を掘削、掘削土を処分する。(発生残土 約5,200m³)
植生土(真砂土)で置き換えする。

・ 今回の造成方法

築山中央部にかけて掘削深さを浅くし、中央部の掘削は行わない。

(発生残土 約2,000m³)

築山中央部について、発生土の一部を流用し盛土する。残土については処分する。

その上に植生土(真砂土)を盛土する。

(3) 効 果

- 1 . 建設発生残土を抑制することにより、環境に配慮した事業を実施することができた。(約3,200m³)
- 2 . 緩衝緑地整備は閉鎖型であり、緑地内の散策はできないが、築山にしたことにより、周辺からも中央部樹木の見通しがよくなり、景観の向上が図られた。
- 3 . 環境及び景観へ配慮した緑地整備に取り組んだ結果、事業費についても、発生残土量の抑制により処分費の大幅な削減につながった。(368万円)

4．民家防音工事の住宅地図情報システムの導入

(1) 従来の問題点

民家防音工事に関しては、日頃から、空港周辺住民からの相談及び申請に係る問い合わせ件数が、多く寄せられるため、職員は、過去の工事履歴及び一般住宅地図を参考に、ある程度、確認の時間を要して回答している状況であった。

(2) システム導入内容

問題点の改善を図るため、住宅地図情報システムを導入し、対象区域内住宅の工事実施状況等の住宅地図への目的別着色及び実施済工事の機器情報の入力を行い、各種工事内容等のデータを、職員個別パソコンの住宅地図上で検索可能とした。

(3) 効果

住宅地図情報システムを導入したことにより、住民からの申請及び相談等の問い合わせに対し、迅速で的確な対応が可能となり、住民サービスの向上を図ることができた。

また、実務処理上、短時間で簡単・正確に情報の確認が可能となったため、職員の負担も大きく軽減することになった。

併せて、業務遂行上必要な各種統計・調査等への活用も可能となり、業務の効率化を図ることができた。

(4) 今後の活用方法

今後の民家防音事業を円滑に実施するために必要な、未実施工事の実態把握を目的とする調査において、新たに得た情報の整理並びに調査後の利用に際し、このシステムの有効活用を図る方針である。

5 . 再開発整備事業における施設借受者の掘り起こし

(1) 概 要

再開発整備事業について、従来は、施設借受希望者からの問い合わせがあった場合に適宜対応し、事業を実施してきたが、独法移行後は、経営改善を大きな目標と位置付け、特に再開発のPRに努めることとし、以下の様な取り組みを行った。その結果、借受希望の問い合わせが増加した。

(2) 取り組み内容

不動産業者、建設業者等に対し、空き施設の解消及び移転跡地の活用について積極的に情報提供、照会を行った。

移転跡地近隣の企業を訪問し、情報提供、照会を行った。

移転跡地の利用計画等について、空港事務所と情報交換を行うなど連携を図り、借受要望の把握に努めた。

(3) 取り組みの結果

空き施設の解消

- ・ 博多区大井2丁目（敷地面積 17,758㎡） 物販施設及び駐車場
10月22日貸付開始
- ・ 東区社領3丁目（敷地面積 1,041㎡） 作業所 11月6日貸付開始

新規事業について、次の問い合わせがあり検討中のもの

- ・ 博多区榎田1丁目（敷地面積 946㎡） 駐車場施設
- ・ 博多区榎田1丁目（敷地面積 7,055㎡） 店舗等の物販施設
- ・ 博多区吉塚8丁目（敷地面積 4,344㎡） 駐車場施設
- ・ 大野城市区仲畑2丁目（敷地面積 852㎡） 駐車場施設
- ・ 博多区大井2丁目（大井2期）（敷地面積 11,900㎡） 店舗等の物販施設
- ・ 博多区立花寺（敷地面積 1,012㎡） 駐車場施設
- ・ 博多区空港前4丁目（敷地面積 1,043㎡） 店舗等の物販施設

[参 考]

整備実施状況

平成13年度	平成14年度	平成15年度
1件（駐車場）	0件	1件（駐車場）